

成人ウエルネス参加規約細則（みなみセンター）

（目的）

第1条 この細則は、熊本YMCA成人ウエルネス参加規約第21条に基づき、みなみセンターにおける参加規約の細部を定めたものである。

（コース種別・参加費・利用時間等）

第2条 みなみセンターにおけるコース種別、参加費及び利用時間等は次のとおりとする。

コース種別	明細	YMCA 会員		一般参加者		利用時間
		月額	年一括	月額	年一括	
ウエルネス	参加費	9,130円	10,499円	9,950円	114,420円	9:30～22:30（月・火・木・金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	9:30～21:30（土）
	計	9,480円	109,190円	9,950円	114,420円	9:30～18:30（日・祝）
アクア	参加費	7,480円	86,020円	8,220円	94,530円	9:30～22:30（月・火・木・金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	9:30～21:30（土）
	計	7,830円	90,220円	8,220円	94,530円	9:30～18:30（日・祝）
デイトタイム	参加費	7,150円	82,220円	7,870円	90,500円	9:30～17:00（月・火・木・金・土）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	*日は利用できません
	計	7,500円	86,420円	7,870円	90,500円	
学生	参加費	6,930円	79,690円	7,640円	87,860円	17:00～22:30（月・火・木・金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	9:30～21:30（土）
	計	7,280円	83,890円	7,640円	87,860円	9:30～18:30（日・祝）
ホリデー	参加費	5,940円	68,310円	6,600円	75,900円	9:30～21:30（土）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	9:30～18:30（日・祝日のみ）
	計	6,290円	72,510円	6,600円	75,900円	
ファミリー （2人）	参加費	17,260円	198,490円	18,850円	216,770円	9:30～22:30（月・火・木・金）
	普通会費	700円	8,400円	—	—	9:30～21:30（土）
	計	17,960円	206,890円	18,850円	216,770円	9:30～18:30（日・祝）
ファミリー （3人）	参加費	25,390円	291,980円	27,760円	319,240円	9:30～18:30（日・祝）
	普通会費	1,050円	12,600円	—	—	
	計	26,440円	304,580円	27,760円	319,240円	
親子	参加費	4,950円	56,920円	5,560円	63,940円	9:30～22:30（月・火・木・金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	9:30～21:30（土）
	計	5,300円	61,120円	5,560円	63,940円	9:30～18:30（日・祝）

注1) 年一括は、4月から翌年3月までの参加費一括納入額をいう。

注2) YMCA会員は、上記の会員参加費のほかに普通会費（月額350円、年額4,200円）若しくは維持会費A～Fのいずれかを納入しなければならない。

注3) 月・火・木・金（17:00～19:00）はプールの利用ができません。

注4) 登録料1650円（初回のみ）、システム利用料440円（月額）が別途必要です。

2 スイミングクラスの参加費等は次のとおりとする。

コース種別	明細	YMCA 会員		一般参加者		利用時間
		月額	年一括	月額	年一括	
スイミング クラス	参加費	5,720 円	—	6,370 円	—	10:30～11:30 (月・金) 20:00～21:00 (月・金)
	普通会費	350 円	—	—	—	
	計	6,070 円	—	6,370 円	—	

*上記、第2条1項のコース種別参加者は、月額 YMCA 会員は 3,300 円・一般会員は 3,460 円でスイミングクラスに参加できる。

3 前2項は、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他の事由により変更することがある。

(参加費等の納入方法)

第3条 参加費等の納入方法は次のとおりとする。

- (1) プログラム申込手続き時には、システム (Y-Link) にて支払い手続きをしなければならない。
- (2) 月々の参加費の納付は Y-Link にて支払い方法の登録を行い決済するものとする。
- (3) 参加費等は年度開始時のみ一括で納入することができる。
- (4) 一旦納入された参加費等は原則として還付しないものとする。
- (5) 自己の都合によりプログラムに参加しない期間が生じた場合においても、月々の参加費等は納入しなければならない。

(参加費等の滞納)

第4条 前条の規定が遵守されない場合は、退会若しくは除名の措置を講ずるものとする。

- (1) 参加費等の滞納通知を発したのちも3箇月以上納入がなされない場合
- (2) 届出事項の変更等により、参加者本人に退会等の意思確認ができない場合

(届出事項等の変更)

第5条 Y-Link の登録内容に変更が生じた場合、参加者は速やかに登録を修正しなければならない。

2 コース種別の変更は、Y-Link にて前月末日までに手続きをしなければならない。

(休会・退会手続)

第6条 参加者が休会(最長3ヶ月)を希望する場合には休会希望月の前月20日までに Y-Link にて手続きをしなければならない。また参加者が退会を希望する場合も、退会希望月の20日まで Y-Link にて手続きをしなければならない、メンバーカードは各自で保管を行う。再入会の際に使用しメンバーズカード紛失の場合は550円支払いが必要となる。

(改廃)

第7条 みなみセンターは、必要に応じてこの細則の改廃を行うことができる。

附 則

- 1 この細則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2014年4月1日から改定
- 3 この細則は、2018年4月1日から改定
- 4 この細則は、2019年8月1日から改定
- 5 この細則は、2019年10月1日から改定
- 6 この細則は、2021年4月1日から改定
- 7 この細則は、2023年4月1日から改定